

熊本県なりわい再建支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、「令和2年7月豪雨」による災害により甚大な被害を受けた地域において、補助事業者が実施する施設等の復旧整備事業に要する経費について、当該補助事業者に対し予算の範囲内において、なりわい再建支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、熊本県補助金等交付規則（昭和56年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「令和2年7月豪雨」とは、令和2年7月の豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和2年政令第223号）により指定された特定非常災害をいう。

2 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する者、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会及び都道府県商工会連合会、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく都道府県中小企業団体中央会をいう。

3 この要綱において「小規模企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する者をいう。

4 この要綱において「中小企業者等」とは、第2項に規定する「中小企業者」、第3項に規定する「小規模企業者」、中堅企業（中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円未満の事業者。以下「中堅企業」という。）及び大企業のうち中小企業者及び小規模企業者が事業活動を行う上で必要な施設・設備を貸し付けている事業者等をいう。

5 この要綱において「特定被災事業者」とは、次の各号のいずれの要件にも該当する事業者をいう。

一 新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。）の影響を受けた事業者

二 過去数年以内に発生した災害で被害を受けた以下のいずれかに該当する事業者

ア 事業用資産への被災が証明できる事業者

イ 災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者

三 過去数年以内に発生した災害以降、売上高が20%以上減少している復興途上にある事業者

四 交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者

五 令和2年7月豪雨により、施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする者

6 この要綱において「復興事業計画」とは、令和2年7月豪雨により被災した中小企業者等の施設又は設備の復旧又は復興のために、県が策定する計画をいう。

7 この要綱において「復興グループの構成員」とは、復興事業計画に記載された中小企業者等をいい、復興事業計画に記載された復興グループの構成員の施設又は設備を「特定施設等」という。

(交付の目的)

第3条 補助金は、中小企業者等の施設又は設備の損壊等の物理的な被害が広範囲かつ甚大であり、サプライチェーンが毀損する等により地域経済が停滞する事態にある場合に、県が策定する復興事業計画に基づき、復興グループの構成員が、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たすと見込まれる場合において、その事業に要する経費の一部を補助することにより、令和2年7月豪雨による災害からの復旧又は復興を促進することを目的とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の補助対象となる経費は、特定施設等であって、令和2年7月豪雨による災害のため損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、県が策定する復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設若しくは設備の復旧・整備に要する経費（以下「補助対象経費」という。）であって、知事が補助の対象としたものとする。

2 前項の経費には、復興事業計画の実施に不可欠な範囲で、施設又は設備を新たに整備等するための経費を加えることを妨げない。

3 前2項における補助対象経費については、別表1のとおりとする。

(補助率等)

第5条 補助金の補助対象者及び補助対象者別の補助率は、別表2のとおりとする。

2 補助金の上限額は、1事業者あたり15億円とする。

(交付申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 補助事業計画書

(2) その他知事が必要と認める書類

3 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

(1) 暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 県税に未納がある者

4 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

(交付決定)

第7条 知事は、補助金交付申請の内容が適正であると認めるときは補助金の交付決定通知を別記第2号様式により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

(補助事業の経理等)

第9条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え他の経理と明確に区分して経理するなどして、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後10年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(補助事業の内容等の変更)

第10条 規則第7条第1項の補助事業等の内容等の変更事由は、次の各号のとおりとする。

(1) 補助対象経費の減少額が30%を超える場合

(2) 補助対象経費の区分相互間（施設・設備）の30%を超える場合

(3) 補助事業の内容に著しい変更が生じる場合

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第3号様式によるものとする。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業等の内容等の変更の決定通知は、補助金の交付決定額に変更が生じるときは変更交付決定通知書（別記第4号様式）により、補助金等の交付決定額に変更を生じないときは変更計画承認通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ承認申請書（別記第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、補助事業遅延等報告書（別記第7号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、知事が補助事業の遂行及び支出状況について報告を求めたときは、速やかに状況報告書（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、現地調査を行うことができる。

(実績報告)

第14条 規則第13条の実績報告書は、別記第9号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業実績書

(2) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出は、補助事業が完了したときは、その日から起算して15日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が必要と認めるときは、改めて提出期限を定めることができる。

4 補助事業実施期間内において県の会計年度が終了したときは、翌年度4月15日までに第1項に準ずる報告書を知事に提出しなければならない。

5 補助事業者は、補助事業完了後遅滞なく、次に定める付保割合を満たす保険又は共済であって、補助金の補助対象である被災施設等を対象として、自然災害（風水害を含む。）による損害を補償するものへの加入義務を負うことについて同意しなければならない。ただし、小規模企業者にあつては、この限りではないが、令和2年7月豪雨で得られた教訓を踏まえ、保険又は共済加入に変わる取組を実施すること。

(1) 中小企業者にあつては、30%以上。

(2) 中小企業者以外の事業者にあつては、40%以上。

6 実績報告書には、前項で定める保険・共済への加入を証明する書類を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 規則第14条の補助金等の額の確定通知は、別記第10号様式によるものとする。

(補助金の請求等)

第16条 規則第16条第1項の請求書は、別記第11号様式によるものとする。

2 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定に関わらず、補助金概算払申請書（別記第12号様式）及び補助金概算払請求書（別記第13号様式）によるものとする。

3 前2項の請求書には、知事が別に定める書類を添付しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第17条 知事は、第11条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、別記第14号様式により、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

五 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

六 補助事業者が、第14条第3項で定める期限までに正当な理由なく、実績報告書を提出しなかった場合

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第18条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかななければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 取得財産等のうち、規則第21条第2項に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とし、同項に規定する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）に準じるものとする。

2 規則第21条第2項に規定する知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ別記第15号様式により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、規則第21条第2項の規定に基づいて財産の処分を承認（別記第16号様式）した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めるときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

（その他必要な事項）

第20条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和2年8月31日から施行し、令和2年7月3日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別 表 1

交付対象経費区分	内 容
施 設	倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他第3条の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設
設 備	復興事業に係る事業の用に供する設備であつて、補助事業者の資産として計上するもの
宿舎整備のための事業	宿舎及び備え付けの設備にかかる費用

- ・ 上記の施設又は設備の復旧又は整備に要する経費には、施設又は設備の原状回復のみならず、事業再開・継続、売上回復等に必要の新分野需要開拓等の実施に係る取組（以下「新分野事業」という。）に要する経費も含む。また、宿舎整備のための事業については、新分野事業に資する場合に限る。なお、新分野事業に伴う復旧・整備等については、令和2年7月豪雨による災害前に所有していた施設又は設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とする。
- ・ 上記別表の補助対象経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費を含む。
- ・ 災害保険・共済の対象である施設又は設備については、その給付金又は保険金を補助対象経費から控除する。

別表2

交付対象経費	交付対象者		補助率	上限額
別表1の経費	(1) 中小企業者及び小規模企業者	特定被災事業者	定額補助（補助対象経費のうち5億円まで） なお、補助対象経費が5億円を超えるときは、補助対象経費から5億円を控除した額に相当する額については3/4以内	1事業者 当たり 15億円
		上記以外	補助対象経費の3/4以内	
	(2) 中堅企業及び大企業	特定被災事業者	定額補助（補助対象経費のうち5億円まで） なお、補助対象経費が5億円を超えるときは、補助対象経費から5億円を控除した額に相当する額については1/2以内	
		上記以外	補助対象経費の1/2以内	
	(1)又は(2)以外の者	特定被災事業者	定額補助（補助対象経費のうち5億円まで） なお、補助対象経費が5億円を超えるときは、補助対象経費から5億円を控除した額に相当する額については3/4又は1/2以内	
		上記以外	補助対象経費の3/4又は1/2以内	